平成30年度南城市人事行政の運営等の状況



令和元年 1 2 月 南 城 市

南城市人事行政の運営等の公表

南城市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第4条の規定に基づき、南城市の人事行政運営の状況を次のとおり公表します。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

部局の区分

① 市長部局:市長を任命権者とする市長事務部局

② 議会事務局:議会議長を任命権者とする議会事務部局

③ 選管事務局:選挙管理委員長を任命権者とする選挙管理委員会事務局

④ 監査事務局:代表監査委員を任命権者とする監査委員事務局

⑤ 教育委員会:教育委員会を任命権者とする教育委員会事務局及び教育機関

⑥ その他:農業委員会を任命権者とする農業委員会事務局と会計課

(7) 水 道 事業: 水道事業管理者を任命権者とする上下水道部(公営企業)

(1)職員の採用に関する状況(平成30年4月1日~平成31年3月31日) (単位:人)

	市長部局	議会事 務局	選 管事務局	監 査 事務局	教 育 委員会	その他	水 道事 業	合計
採用者数	9				3	1	1	14

(2)職員の退職に関する状況(平成30年4月1日~平成31年3月31日) (単位:人)

	市 長部 局	議 会 事務局	選 管 事務局	監 査 事務局	教 育 委員会	その他	水 道 事 業	合計
定年退職	5				2		2	9
勧奨退職	1							1
普通退職					4			4
その他							1	1
合計	6				6		3	15

(3) 定員管理の数値目標及び進捗状況(平成30年4月1日)

計画	期間		進捗状況	
始 期	終期	目標数値	平成30年4月1日現在	
平成27年4月1日 337人	令和7年4月1日 350人	13人	職員数344人 7人増員(53.8%)	

計画期間及び目標とする職員数は、第二次南城市定員適正化計画に基づく数値です。

2 職員の競争試験及び選考の状況

平成30年度において、次のように競争試験を実施しました。任命権者はその合格者のうちから 職員を採用しています。

(1) 職員採用候補者試験の実施状況

告示 平成30年8月1日

第一次試験 平成30年9月16日 第一次試験合格発表 平成30年10月5日

第二次試験 平成30年10月17日 第二次試験合格発表 平成30年10月26日

第三次試験 平成30年11月6日 第三次試験合格発表 平成30年11月9日

(2)職員採用候補者の試験職種、申込数、受験者数、合格者等の状況 (単位:人)

		職種			申込者数	受験者数	一次合格者	二次合格者	最終合格者
上	級	行	政	職	62	48	13	9	6
中	級	行	政	職	25	24	5	1	0
初	級	行	政	職	23	20	2	2	2
幼	稚	園教	諭	職	14	13	6	3	2
土木	・ 建領	桑技術耶	哉 (上:	級)	4	1	1	1	1
土木	· 建築	桑技術耶	哉 (初)	級)	8	7	3	3	2
土;	木 · 実 發	建 築 5 経 !	技 徘 験 者		1	1	_	_	1
		計			137	114	30	19	14

3 勤務時間その他の勤務条件の状況(勤務条件等に関する調査より転記)

(1)職員の勤務時間の状況(平成30年4月1日現在)

1週間の勤務時間	38時間45分 (月曜~金曜)
1日の勤務時間	7時間45分(8時30分~17時15分)
休息時間	廃止
休憩時間	60分 (12時00分~13時00分)

⁽注) 特別な形態での勤務が必要な職員は、上記以外の時間帯で勤務をしています。

(2) 年次有給休暇

職員の年次有給休暇は、一の年度につき20日付与され、翌年度に20日を限度として繰り越しができます。(一の年度につき最高 40 日付与) 年次有給休暇の取得状況 (平成30年度)

付与日数	総取得日数	対象職員数	平均使用日数	取得率
11, 955. 8日	4, 328. 7日	324人	13.4日	36. 2%

(3) 育児休業の取得状況 (平成30年度)

区分	男性職員	女性職員	
育児休業取得者数	0人	19人	
男性の育児参加休暇取得者数	2人		

[※] 前年度からの継続者含む

(4) 介護休暇の取得状況 (平成30年度)

				介護休暇取得者数	職員との続柄
男	性	職	員	0人	
女	性	職	員	0人	
計				0人	

4 職員の分限及び懲戒処分の状況 (地方公務員制度実態調査より転記)

(1) 分限処分者数(平成30年度)

(単位:人)

処分理由	降任	免職	休職	降給	計
勤務実績が良くない場合					0
心身の故障の場合			3		3
職に必要な適格性を欠く場合					0
廃職、過員が生じた場合					0
刑事事件に関し起訴された場合					0
条例で定める事由による場合					0
合 計	0	0	3	0	3

(2) 懲戒処分者数 (平成30年度)

(単位:人)

処分理由	戒告	減給	停職	免職	計	訓告等
法令に違反した場合					0	
職務上の義務に違反し又は 職務を怠った場合					0	
全体の奉仕者たるにふさわ しくない非行のあった場合		1			1	
合 計	0	1	0	0	1	0

5 職員の服務の状況

(1) 職員の営利企業等の従事制限について

地方公務員は、営利企業などに従事することは原則として制限されていますが、任命権者が以下の場合を除き、かつ法の精神に反しないと認める場合に限り許可できるものとなっております。

①職務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合

- ②職員が占めている職と兼ねようとする地位又は従事しようとする事業若しくは事務と の間に特別な利害関係があり又は発生のおそれがある場合
- ③職員の身分上ふさわしからぬ性質をもつ場合

職員の営利企業等従事許可の状況 (平成30年度)

区 分	申請件数	許可件数
営利企業等の従事許可申請	18件	18件

※うち統計調査関係17件

(2) 職員の服務規律保持のための取組状況

平成30年8月21日付 綱紀の保持及び服務規律の徹底について (通知)

平成30年8月21日付 南城市議会議員選挙における選挙における職員の服務規律の確保について(通知)

平成30年10月5日付 職員の服務規律の確保及び行政執行体制の確立について (通知)

平成30年12月14日付 綱紀の保持及び服務規律の徹底について(通知)

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況 (平成30年度)

(1)職員の研修 (総務課対応分)

区 分	回数	人数
市独自研修 (新採用職員研修、係長級研修等)	6	240
県外派遣研修(自治大学校、市町村アカデミー等)	19	19
沖縄県自治研修所(一般研修:監督者研修等)	8	53
沖縄県自治研修所(特別研修:クレーム対応研修、歴史文化研修等)	16	33
その他(かりゆし塾、政策形成セミナー)	2	2

(2) 勤務成績の評定

人事考課等の勤務成績の評定は、特に行なっていません。

7 職員の福祉の状況

(1) 健康管理業務

職員の健康保持増進のため法令等に基づき、健康診断、健康相談、安全衛生管理等により 職員の健康管理を行なっています。

・定期健康診断の受診状況 (平成30年度)

(単位:人)	
受診率	

	対象人数	人間ドック	脳・PET	学校共済	職場健診	計	受診率
職員	314	287	(25)	0	21	308	98.0%

一部事務組合等への派遣職員は除いています。()はうち数

・産業医等の活用状況 (平成30年度)

	職員	月平均	備考
相談件数	3 2 人	2 回	相談件数は、延べ人数です。

(2) 沖縄県市町村職員共済組合

福利厚生制度の一つとして、職員又は被扶養者の傷病、出産、休業、障害等に関し適切な 給付を行うため、地方公務員共済組合法に基づき、社会保険制度として短期給付事業、長期 給付事業、福祉事業を実施しています。

(3) 互助会の状況

• 沖縄県市町村職員互助会

沖縄県市町村職員互助会は市町村、一部事務組合、広域連合及び市町村関係団体で構成され、会員が互いに助け合うことにより福祉の増進を図り、市町村行政の円滑な推進に協力し、もって地方自治の振興発展に寄与することを目的としています。主たる財源は互助会会員の給料から毎月控除される会員掛金(給料月額の1000分の10)と、市町村等が負担する市町村負担金(会員の給料総額の1000分の5)等から成り立っています。

会員数 339人 (平成30年4月1日)

• 南城市職員互助会

南城市職員互助会は、地方公務員法第42条の規定により、相互扶助の精神に基づいて会員の親睦福祉を図り、会員の文化・教養・保健体育に関する事業等を実施しており、会員(職員)の会費及び市の交付金などで運営されています。

南城市職員互助会の概要 (平成30年度)

会員数	347人 (平成30年4月1日)			
名称	南城市職員互助会	※ 会員数には、市長、副市長、教育長		
総事業費	6,585千円	を含みます。		
市の交付金 0円		 ※市の交付金は、平成20年度から廃止。		
主な事業	・親睦福祉行事・文化・体育部活動助成事業・慶弔見舞金の給付事業			

8 その他市長が必要と認める事項

特にありません